



指名停止措置について

1 指名停止措置業者名

業者名	代表者氏名	住所
応用地質 (株)	代表取締役 成田 賢	東京都千代田区九段北4-2-6

2 指名停止措置期間

平成24年4月19日 ~ 平成24年7月18日 (3ヶ月間)

3 措置対象区域

四国森林管理局管内(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

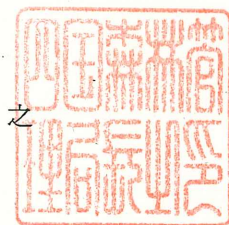
4 指名停止の理由

応用地質(株)は、平成24年3月21日に実施した近畿中国森林管理局発注の「桃山国有林山腹工測量設計業務」と「本谷奥国有林溪間工外測量設計業務」の一般競争入札において開札の結果、品質確保基準価格を下回る入札を行ったため、入札条件である品質証明書等の提出を求めたところ、「第三者による照査及び、配置予定管理技術者の増員配置」が困難であることを理由に入札を辞退した。このことは、業務及び工事の入札手続に遅延を及ぼす行為であり、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

平成24年4月19日

四国森林管理局長 新木 雅之



お問い合わせ先・閲覧場所

四国森林管理局 総務部 経理課(2階) TEL 088-821-2060